

市長等の措置に係る通知書

（計画建築部）

2013年5月30日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
1	<p>（住宅課）</p> <p>市営住宅の管理状況は適切か</p> <p>次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>① 鶴沼住宅において、自動車駐車場として位置付けをせずに、かつ、使用許可手続及び使用料の徴収をせずに、その敷地を自動車駐車場として使用させていた。</p> <p>② 直接建設型の市営住宅の自動車駐車場について、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付の申請に当たって添付することとされている自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面を当該自動車駐車場について何ら権原を有しない者が発行していた。</p> <p>③ 直接建設型の市営住宅（サンシルバー藤沢住宅及び緑ヶ丘住宅）のエレベーター設備について、施設管理者以外の者が保守点検業務委託契約を締結していた。</p>	<p>① 自動車駐車場を公営住宅法における共同施設とする必要があるため、関係機関と協議を行い自動車駐車場の整備を行ってまいります。 （具体的な施行時期については現在未定）</p> <p>② 利用者の利便性が損なわれないように関係機関と協議しながら適正な事務の執行を行って参ります。 平成25年度末をもって現指定管理者の指定期間が満了することから、指定期間の更新または新規の指定を機に必要な措置を行う予定。</p> <p>③ 市若しくは指定管理者がエレベーターの保守点検業務委託契約を行うよう変更して参ります。 平成25年度末をもって現指定管理者の指定期間が満了することから、指定期間の更新または新規の指定を機に必要な措置を行う予定。</p>	<p>2015年 3月31日</p> <p>2014年 4月1日</p> <p>2014年 4月1日</p>